

第31期報告書

自 平成29年4月1日

至 平成30年3月31日

高松空港ビル株式会社

事業報告

平成29年4月1日から

平成30年3月31日まで

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

当期における我が国経済は、個人消費が持ち直しており、景気は緩やかに回復している状況となりました。

航空業界においては、昨年度に引き続き、訪日外国人の増加等により、航空需要は堅調に推移しました。

このような環境の中、高松空港における当期の航空旅客数につきましては、国内線は羽田線が1,351,766人（前期比102.3%）と堅調に推移したことにより1,672,576人（前期比102.7%）となりました。その他の路線では成田線が191,315人（前期比104.7%）、沖縄線が128,429人（前期比104.8%）、チャーター便が1,066人（前期比77.2%）となりました。

また、国際線につきましては、ソウル線、香港線の増便などにより296,957人（前期比130.0%）と増加しました。路線別では、上海線が75,890人（前期比107.7%）、台北線が73,807人（前期比116.5%）、ソウル線が65,701人（前期比132.3%）、香港線が62,148人（前期比147.6%）、チャーター便が19,411人（前期比680.6%）となりました。

この結果、国内・国際線を合わせた航空旅客数は、1,969,533人（前期比106.1%）となり、6年連続増加し、初めて190万人を超え、開港以来最多となりました。

次に、当期の業績についてみますと、売上高は、免税売店の売上の増加等により1,267,281千円（前期比113.3%）となりました。

売上原価は、免税売店の売上の増加により363,957千円（前期比133.0%）となり、売上総利益は903,324千円（前期比106.9%）となりました。

販売費及び一般管理費は、PBB（パッセンジャー・ボーディング・ブリッジ）等施設設備の更新に伴い減価償却費が増加したことなどにより690,990千円（前期比103.7%）となりました。

この結果、営業利益は212,334千円（前期比118.6%）、経常利益は213,801千円（前期比119.6%）となり、税引前当期純利益は209,549千円（前期比123.7%）、これから法人税等及び法人税等調整額を加減した当期純利益は143,517千円（前期比123.5%）となりました。

なお、平成30年4月の高松空港の民間運営に先立ち、平成29年11月には運営権者に選定された高松空港株式会社が議決権割合の100%にあたる株式を取得しました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期に実施しました設備投資の主なものは、PBB更新工事、旅客ターミナルビルトイレ改修工事、国際線保安検査場内ボディスキャナーの設置などであり、設備投資の総額（建設仮勘定を除く。）は、180,232千円であります。

なお、設備投資の所要資金は、国際線保安検査場内ボディスキャナーの設置について、空港警備機器整備事業として26,500千円の補助金の交付を受けたほかは、自己資金により充当しました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 28 期 平成26年度	第 29 期 平成27年度	第 30 期 平成28年度	第 31 期 当事業年度
売 上 高 (千円)	866,411	1,023,007	1,119,043	1,267,281
経 常 利 益 (千円)	120,490	168,687	178,828	213,801
当 期 純 利 益 (千円)	71,815	111,205	116,231	143,517
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	2,393.84	3,706.84	3,874.40	4785.39
総 資 産 (千円)	3,011,766	3,070,324	3,175,279	3,023,482
純 資 産 (千円)	2,164,512	2,275,717	2,391,932	2,534,257

(4) 重要な親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する議決権比率	当社との関係
高松空港株式会社	8,277百万円	100%	空港ビル施設の賃貸

(注) 親会社である高松空港株式会社との賃貸取引については、他の賃貸条件と同様の条件で行われることなどに留意しております。また、当社取締役会は、そのような取引条件を把握し、当該取引において金額その他の条件が適正性を満たしているかの確認を取っており、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

(5) 対処すべき課題

平成30年度につきましては、国際線旅客数の増加により免税売店の売上が伸びることなどによる増収が見込まれます。一方、老朽化している固定橋や貨物ビル等の修繕等を予定しており、修繕費の増加等により、費用の増加が見込まれます。

このような中、空港利用者の安心・安全を最優先に、利便性を向上し、快適な時間を過ごしていただくよう、施設設備の更新を実施するほか、高松空港株式会社（完全親会社）の中期計画（2018年度～2022年度）の下、LCCの拠点化に向けた受入環境を整えるため、旅客ターミナルビルのリニューアルや増築の基本計画に取り組んでまいります。

株主様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主な事業内容

当社は旅客ターミナルビル及び附属棟並びに貨物ビルにおける賃貸業（家賃収入）を主としていますが、その他に諸施設の利用による収入（施設利用収入）、広告の掲出場所の提供による収入（広告収入）、直営売店等の売上げによる収入（商品売上高）及び各種役務の提供による手数料収入（受取手数料）があります。

(7) 主要な事業所

本 社 香川県高松市香南町岡1312番地7

(8) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17名	増減なし	51.3歳	19.7年

(注) 契約、パート、アルバイト及び派遣社員を含んでおりません。

(9) 主な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社百十四銀行	18,000千円
香川県信用農業協同組合連合会	10,400千円
株式会社香川銀行	5,800千円

2. 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000株
 (2) 発行済株式の総数 30,000株
 (3) 株主数 1名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
高松空港株式会社	29,978株	100%

(注) 持株比率は自己株式(22株)を控除して計算しております。

3. 会社役員の状況（平成30年3月31日現在）

取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼業の状況
代表取締役社長	渡部 哲也	高松空港株式会社 代表取締役社長
取締役	小菅 光裕	総務部、事業部、施設企画部担当 高松空港株式会社 常務取締役
取締役	草刈 信行	高松空港株式会社 常務取締役
取締役	坂口 泰之	高松空港株式会社 取締役 三菱地所株式会社 新事業創造部長
取締役	伊丹 朝彰	高松空港株式会社 取締役 三菱地所株式会社 中四国支店長
取締役	嶋野 崇文	高松空港株式会社 取締役 パシフィックコンサルタンツ株式会社 インフラ経営戦略部長
取締役	西原 義一	高松空港株式会社 取締役 香川県副知事
常勤監査役	岸本 泰三	
監査役	近石 政義	株式会社香川銀行 常務取締役
監査役	久保田 和雅	株式会社日本政策投資銀行 四国支店長

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

- ①平成29年3月31日をもって、取締役 城下正寿氏は辞任により退任いたしました。
 ②平成29年6月23日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって、取締役 綾田裕次

郎氏、監査役 原幸宏氏は辞任により退任いたしました。

- ③平成29年6月23日開催の第30回定時株主総会において、福田邦宏、森孝司の両氏は取締役役に、また、久保田和雅氏は監査役に、新たに選任され就任いたしました。
- ④平成29年11月30日をもって、取締役 細松英正、大野芳隆、谷田部裕嗣、井上善晴、宮武利弘、中博史、篠原公七、松村英幹、安松延朗、松下雄介、七宮浩、片岡佳英、福田邦宏、森孝司の14氏は辞任により退任いたしました。
- ⑤平成29年11月30日の臨時株主総会において、渡部哲也、小菅光裕、草刈信行、坂口泰之、伊丹朝彰、嶋野崇文、西原義一の7氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
- ⑥平成29年12月1日開催の取締役会において、渡部哲也氏は代表取締役社長に選定され就任いたしました。

2. 監査役 近石政義、久保田和雅の両氏は、社外監査役であります。

4. 会計監査人の状況（平成30年3月31日現在）

会計監査人の氏名 公認会計士 中村秀明

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）の内容は次のとおりであります。（最終改定 平成28年3月25日）

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役及び使用人の適正な職務の執行を確保するための社内規定を整備し、責任の明確化、権限行使の適正化を図るとともに、法令、企業倫理（コンプライアンス）遵守に対する意識の醸成を図る。
 - ②取締役は法令違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等を発見した時は、監査役会及び取締役会に報告するものとする。
 - ③内部通報制度を整備し、法令等の違反行為の未然防止、再発防止を図り、法令等の遵守に努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び社内規定に基づき文書等の適正な保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ①各部門は業務執行に係るリスクを認識し、それぞれに関するリスクの管理責任者についての体制を整え、リスクの掌握と未然防止を図り、そのリスクの軽減に努めることとする。
 - ②当社の経営に重大な影響を与えるような不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失を最小限にとどめるとともに、原状回復に努める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時の取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行うものとする。
 - ②取締役会の決定に基づく業務の執行及び運営については、常勤取締役が原則執行責任者を兼ね、組織・権限規定に基づき実施するものとする。

- (5) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
- ①取締役会は、監査役から要求があった場合、配置等について検討決議する。
 - ②監査役補助者の配置をした場合は、当該使用人は、取締役からの独立性を確保するため、その職務の執行に関しては、取締役の指揮命令を受けないこととする。
 - ③当該使用人の人事権に関する事項の決定については、事前に監査役会の同意を得ることとする。
 - ④各部門は、監査役補助者に対する監査役からの指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。
- (6) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ①取締役及び使用人は定期的な業務の執行状況報告等に加え、会社の業績等に影響を与える重要な事項、その他法令違反等の事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告する体制を整備するものとする。
 - ②監査役は、随時必要に応じ取締役等に対し、業務執行状況等について報告を求めることができるものとする。
 - ③監査役への報告を行った者に対し、監査役へ報告をしたことを理由として、不利な取扱いをすることを禁止する。
- (7) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 監査役職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- (8) **その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**
- 監査役は、取締役等との定期的に意見交換を行うことにより、適切な意思疎通を図るとともに会計監査人との情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会規則に基づき、取締役会を開催し、法令及び定款等に定められた事項や経営に関する重要事項について決定するとともに、定例の社内会議等において報告、審議を行い、迅速な意思決定を行うなど、業務執行の効率性を高めております。
- (2) 監査役会は、監査計画を協議決定し、計画に基づいた業務監査を実施しています。また、常勤監査役は、定例の社内会議等に参加するなど、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守、内部統制の整備等を確認しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<資産の部>		<負債の部>	
流動資産	401,855	流動負債	299,509
現金及び預金	304,368	買掛金	34,767
売掛金	12,517	1年以内返済予定の長期借入金	23,600
未収入金	38,691	未払金	86,733
商 品	35,323	未払費用	24,733
貯 蔵 品	1,592	未払法人税等	47,889
前払費用	926	前受家賃	54,481
繰延税金資産	7,508	預り金	20,007
未収消費税等	926	賞与引当金	7,296
固定資産	2,621,627	固定負債	189,716
有形固定資産	2,580,973	長期借入金	10,600
建 物	1,786,000	預り敷金	56,869
建物附属設備	415,588	退職給付引当金	122,246
構 築 物	106,705	負債合計	489,225
車両運搬具	103,445		
工具器具備品	95,976	<純資産の部>	
建設仮勘定	73,256	株主資本	2,534,257
無形固定資産	3,299	資本金	1,500,000
電話加入権	351	利益剰余金	1,035,465
ソフトウェア	2,948	その他利益剰余金	1,035,465
投資その他の資産	37,354	繰越利益剰余金	1,035,465
繰延税金資産	37,341	自己株式	△1,208
リサイクル預託金	13	純資産合計	2,534,257
資産合計	3,023,482	負債及び純資産合計	3,023,482

損 益 計 算 書

〔平成29年4月 1日から〕
〔平成30年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,267,281
家賃収入	589,818
商品売上高	521,173
施設利用収入	63,189
広告収入	72,560
受取手数料	20,538
売 上 原 価	363,957
売 上 総 利 益	903,324
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	690,990
営 業 利 益	212,334
営 業 外 収 益	1,949
受取利息	51
雑収入	1,898
営 業 外 費 用	481
支払利息	481
経 常 利 益	213,801
特 別 利 益	26,500
補助金収入	26,500
特 別 損 失	30,751
固定資産除却損	4,251
固定資産圧縮損	26,499
税 引 前 当 期 純 利 益	209,549
法人税、住民税及び事業税	70,582
法人税等調整額	△4,549
当 期 純 利 益	143,517

株主資本等変動計算書

〔平成29年4月 1日から
平成30年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産 合 計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	
		そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
		繰越利益 剰 余 金				
当期首残高	1,500,000	891,948	891,948	△16	2,391,932	2,391,932
当期変動額						
当期純利益		143,517	143,517		143,517	143,517
自己株式の取得				△1,191	△1,191	△1,191
当期変動額合計		143,517	143,517	△1,191	142,325	142,325
当期末残高	1,500,000	1,035,465	1,035,465	△1,208	2,534,257	2,534,257

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準および評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算出）

貯蔵品・・・・・・・・最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算出）

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産・・・定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産・・・定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)引当金の計上基準

①賞与引当金・・・・・・・・従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

②退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 5,045,391千円

(2)関係会社に対する金銭債権または金銭債務の金額

親会社に対する短期金銭債権 86千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

親会社との取引高 営業取引 6,832千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	30,000	—	—	30,000
合計	30,000	—	—	30,000
自己株式				—
普通株式	0.33	21.67*	—	22*
合計	0.33	21.67*	—	22*

(*) 自己株式の増加は、端株の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年3月31日現在) (単位:千円)
(繰延税金資産)	
退職給付引当金	36,673
賞与引当金	2,188
未払事業税	3,167
一括償却資産	1,515
未払事業所税	973
その他	331
繰延税金資産合計	<u>44,849</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引は、当社の事業内容に照らして重要性が乏しく、リース契約一件当たりの金額は少額であるため注記を省略しております。

7. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。

売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、期日管理を行い、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

短期借入金の使途は運転資金であり、長期借入金の使途は設備資金であります。支払利息の金利は固定です。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
現金及び預金	304,368	304,368	0
売掛金	12,517	12,517	0
未収入金	38,691	38,691	0
未収消費税等	926	926	0
買掛金	(34,767)	(34,767)	0
未払金	(86,733)	(86,733)	0
未払費用	(24,733)	(24,733)	0
未払法人税等	(47,889)	(47,889)	0
預り金	(20,007)	(20,007)	0
1年以内返済予定の 長期借入金	(23,600)	(23,451)	(149)
長期借入金	(10,600)	(10,293)	(307)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、売掛金、未収入金、未収消費税等、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 (千円)
預り敷金	56,869

賃貸物件における賃借人から預託されている預り敷金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、香川県高松市において、賃貸用の旅客ターミナルビル、附属棟及び貨物ターミナルビルを有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
2,201,589	1,955,362

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、固定資産税評価額によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社 (注1)	高松空港(株)	直接100	兼任7人	施設の賃貸等	営業取引 空港ビルの賃貸	5,473	未収入金	86
法人主要株主 (注2)	香川県	—	—	広告	営業取引 広告表示	427	未収入金	135
				資金援助	営業取引以外の取引 資金の借入	255,600	短期借入金	255,600
	ANAホールディングス(株)	—	—	施設の賃貸等	営業取引 空港ビルの賃貸	169,007	未収入金	11,020
					営業取引 出向者の人件費	3,400	未払費用	425

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 取引金額は関連当事者となった日以降の金額を記載しております。

賃貸借料については、他の賃貸条件と同様の条件で行われることなどに留意しております。

(注2) 当社主要株主の異動により、同社は当社の関連当事者に該当しないこととなりました。

このため、取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高については関連当事者でなくなった時点の残高を記載しております。

資金の借入のうち、短期借入金については、無利子、無担保で一年以内の返済になっております。物件の償却費等を勘案した賃料を設定しております。また、国内線共用施設使用料については、旅客数連動型方式を一部導入しております。

10. 資産除去債務に関する注記

当社は、国土交通省大阪航空局が管理する国有財産に関する国有財産使用許可に基づき、当社が使用する使用許可物件（土地）の返還時に、当社が所有する旅客ターミナルビル等を撤去する原状回復義務を有しております。

しかし、旅客ターミナルビル等は、公共性の高い施設であり、当社の裁量だけでは撤去の是非や時期を決定することは難しく、現時点において資産除去債務を合理的に見積ることが困難なため、資産除去債務を計上しておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	84,537円23銭
(2) 1株当たり当期純利益	4,785円39銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

国庫補助金等（国、香川県及び高松市からの補助金）により取得した資産の取得原価から控除している圧縮記帳額

建物	619,220千円
建物付属設備	375,094千円
構築物	24,515千円
車両運搬具	20,999千円
工具器具備品	37,216千円

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 18 日

高松空港ビル株式会社
取 締 役 会 御 中

公認会計士中村秀明事務所
公認会計士 中村 秀明 ㊞

私は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、高松空港ビル株式会社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 31 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 31 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査をしているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である公認会計士中村秀明の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 23 日

高松空港ビル株式会社 監査役会

常勤監査役 岸 本 泰 三 ㊟

社外監査役 近 石 政 義 ㊟

社外監査役 久保田 和 雅 ㊟